

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成29年10月31日（平成29年（行情）諮問第428号）

答申日：平成30年6月21日（平成30年度（行情）答申第134号）

事件名：行政文書ファイル「精神障害者人権問題／精神衛生法（国際法律家委員会，障害者インターナショナル調査団訪日）」に含まれる文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「『精神障害者人権問題／精神衛生法（国際法律家委員会，障害者インターナショナル調査団訪日）』という行政文書ファイルの文書一切。」

（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し，別紙1の2に掲げる63文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し，その一部を不開示とした決定は，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成29年9月7日付け情報公開第00866号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

ア 請求対象文書を特定した上で，全て開示するとの決定を求める。

イ 不開示部分は，いずれも，法5条1号，3号，5号及び6号にも全て該当しない。たとえ，該当したにせよ開示を定めたただし書全てに該当する。

ウ また，公益上の理由による裁量的開示をすることを求める。不開示部分は，いずれも法7条に該当する。

（2）意見書

総番号，発受信時刻，パターンコード，配布先一覧は，文書の取得・作成日からして，いずれも，相当程度，過去のものであり，現在も同様の電信システムが採用されているとは考えにくい上に，いずれの情報も，現在の情報システムをかいくぐることに資する情報とは言えず，行政がどういう文書番号を付け，いつ発信・受信し，どのようなコードを付け，どこに配布したかという情報が明らかになるだけである。特に，総番号，

発受信時刻は、これら情報から行政の対応の遅れが指摘されるのを防ぐため、配布先一覧は、適切な配布先に配布せず、または不適切な配布先に配布したことなどを指摘されるのを防ぐために不開示とされたおそれまでであるのである。いずれにせよ、これら情報が、秘密保全、外交事務全般に支障を及ぼしたり、国の安全が害されたり、交渉上不利益を被ったりするおそれは認められない。したがって、法5条3号にも6号にもともに該当せず、特定事件を受けた精神保健福祉法の制定過程という性質に鑑みると、ただし書及び7条に該当するため、開示すべきである、

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

外務省は、平成29年5月17日付けで受理した審査請求人からの開示請求「『精神障害者人権問題／精神衛生法（国際法律家委員会、障害者インターナショナル調査団訪日）』という行政文書ファイルの文書一切。」に対し、法11条による特例延長を行い、相当の部分として1文書（以下「先行開示文書」という。）を特定し、開示とする決定を行った（平成29年7月18日付け情報公開第00616号。以下「先行開示決定」という。）後、対象63文書を特定し、54文書を開示、9文書を部分開示とする原処分を行った（平成29年9月7日付け情報公開第00866号）。

これに対し、審査請求人は、平成29年10月10日付けで、原処分を取り消し、全ての対象文書の開示を求める旨の審査請求を行った。

2 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、原処分に係る別紙の63文書である。

3 不開示とした部分について

(1) 文書3、文書7、文書10、文書15、文書22、文書25及び26

（総番号、発受信時刻、パターンコード、配布先一覧）については、現在外務省が使用している電信システムの内部の処理・管理に係る情報であり、公にすることにより、電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ、交渉上不利益を被るおそれ、及び外交事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条3号及び6号に該当し、不開示とした。

(2) 文書51については、我が国政府部内の意思形成過程に関する情報であって、公にすることにより、政府部内の率直な意見交換が損なわれるおそれがある、又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため、法5条5号に該当し、不開示とした。

(3) 文書54については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、法5条1号に該当し、不開示とした。

4 審査請求人の主張について

(1) 審査請求人は、原処分に対し、不開示部分は法5条1号、3号、5号、6号のいずれにも該当せず、該当したにせよ、開示を定めたただし書全てに該当する旨とともに、不開示部分は法7条に該当する旨主張するが、外務省は、上記3のとおり法5条各号に照らして適切に不開示箇所を判断している。

(2) なお、今回の対象文書のうち、文書51及び54については、過去にも別件開示請求の対象文書として特定（いずれも一部開示決定）され、かつ、審査請求の対象となった前例があるが、その際には、両文書ともに原決定妥当との答申が交付されている（平成29年3月22日付け平成28年度（行情）答申第810号。以下「先例答申」という。）。

5 結論

上記の論拠に基づき、外務省としては、原処分を維持することが妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年10月31日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月14日 審議
- ④ 同月20日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 平成30年5月28日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年6月19日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

処分庁は、審査請求人が平成29年5月17日付けで行った「『精神障害者人権問題／精神衛生法（国際法律家委員会、障害者インターナショナル調査団訪日）』という行政文書ファイルの文書一切。」との開示請求に対し、本件開示請求に該当する文書として別紙1の1に掲げる1文書（先行開示文書）を特定し、開示する先行開示決定を行い、その後、別紙1の2に掲げる63文書を特定し、うち54文書を開示し、その余の9文書を一部開示とする原処分を行った。本件対象文書は原処分の別紙1の2に掲げる63文書である。

審査請求人は不開示部分の開示及び文書の再特定を求めており、諮問庁は本件対象文書を特定し、その一部が法5条1号、3号、5号及び6号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確

認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求を受けて、行政文書ファイル「精神障害者人権問題／精神衛生法（国際法律家委員会、障害者インターナショナル調査団訪日）」につづられている全ての文書である64文書を特定した。

イ 本件審査請求を受け、改めて当該行政文書ファイルを確認したが、先行開示文書及び本件対象文書以外に文書はつづられておらず、これらの文書の外に本件請求文書に該当する文書は見つからなかった。

(2) 諮問庁から先行開示文書及び本件対象文書の提示を受けて確認したところ、その内容は諮問庁の上記説明(1)のとおりであり、先行開示文書及び本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった旨の諮問庁の上記説明が不自然、不合理とはいえず、他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、外務省において、先行開示文書及び本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 不開示情報該当性について

(1) 外務省の電信システムに関する情報について

文書3, 文書7, 文書10, 文書15, 文書22, 文書25及び文書26の不開示部分には、外務省が使用している電信システムの内部の処理・管理に係る情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 政府部内の協議内容並びに個人の自宅の住所及び電話番号に関する情報について

文書51(2枚目ないし4枚目)は先例答申の文書93(2枚目ないし4枚目)と、文書54は先例答申の文書83と、それぞれ同一であることが認められる。

本件諮問に伴い、当審査会で改めて審議したところ、先例答申の判断を変更すべき事情の変化は認められず、これと同一の判断に至った。その判断の理由は別紙2のとおりであり、その内容は、先例答申と同旨である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定

し、その一部を法5条1号、3号、5号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、外務省において、先行開示文書及び本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条1号、3号及び5号に該当すると認められるので、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別紙 1

1 先行開示決定

文書 1 85年7月31日付 I C J の新聞発表提出文書（精神医療調査団結論および勧告）に関する厚生省の意見

2 原処分

文書 2 第2次精神医療制度調査団の訪日に関する厚生省方針（昭和63年1月21日）

文書 3 第2次精しんいりょう制度調査団の訪日（第179号）

文書 4 精神衛生法改正問題（精神衛生部会中間メモ送付）（公信第39号）

文書 5 国際法律家委員会（I C J）マクダーモット事務局長の外務大臣表敬依頼（昭和61年1月12日）

文書 6 国際法律家委員会（I C J）マクダモット事務局長の厚生大臣表敬（昭和62年2月2日）

文書 7 マクダーモット I C J 事務局長の本大臣表敬（わが国の精神医療行政）（第238号）

文書 8 I C J（国際法律家委員会）マクダーモット事務局長の倉成大臣表敬用資料（昭和62年1月26日）

文書 9 マクダモット I C J 事務局長訪日日程（厚生省より聴取）

文書 10 精しん衛生法改正問題（国際法律家協会テレックス）（第76号）

文書 11 日本における精神病問題（I C J に関する情報）（昭和61年7月22日）

文書 12 情報の提供について（依頼）（昭和61年2月21日）

文書 13 精神病院入院患者の人権問題（訪日調査団）（昭和61年4月28日）

文書 14 公信転報：精神病院入院患者の人権問題（訪日調査団）（昭和61年4月28日）

文書 15 精神衛生制度調査団報告書（公信第1605号），ほか

文書 16 せいしんいりょう調査団（結論及び勧告）（第2166号），ほか

文書 17 I C J 訪日調査団の「結論及び勧告」（要旨）

文書 18 マクダーモット I C J 事務局長発安倍外務大臣宛書簡（1984年12月24日）

文書 19 精神病院問題（報道）（F A X 信），ほか

文書 20 精しんびょう院入院かん者の人権問題（第1416号），ほか

文書 21 精神病院入院患者の人権問題（報道）（F A X 信），ほか

文書 22 精しん病院入院かん者の人権問題（第509号），ほか

- 文書 2 3 精神病院入院患者の人権（通信・面会に関するガイドライン）（公信第 4 8 5 1 号）
- 文書 2 4 精神病院入院患者の人権問題（公信第 2 9 号）
- 文書 2 5 精神衛生制度調査団報告書（報道振り，対外応答要領）（F A X 信）
- 文書 2 6 日本の精神衛生（報道）（公信第 4 8 9 号），ほか
- 文書 2 7 I C J 「結論及び勧告」に対する厚生省コメント未定稿
- 文書 2 8 精神病院入院患者の人権問題（対外応答要領）（F A X 信）
- 文書 2 9 第 4 1 回人権委員会用想定問答（修正版）（精神患者の人権）（6 0 . 2 . 1 4 ），ほか
- 文書 3 0 宇都宮病院事件以降の動き，ほか
- 文書 3 1 国会想定問答，ほか
- 文書 3 2 学会だより（精神経誌（1 9 8 4）8 6 卷 1 0 号）
- 文書 3 3 第 3 8 回差別小委（資料送付）（公信第 2 2 4 号）
- 文書 3 4 I C J 報告に対する政府見解
- 文書 3 5 精しんいりょう調査団（結論及び勧告）（第 2 2 4 5 号），ほか
- 文書 3 6 U.S. Supreme Court Reports (Decided June 18, 1982)
- 文書 3 7 精神病院入院患者の人権（米国判事の訪日）（第 1 7 7 8 号），ほか
- 文書 3 8 精しんいりょう調査団（第 2 2 3 3 号），ほか
- 文書 3 9 W H O 顧問クラーク博士の勧告（1 9 6 8 年）の実施状況
- 文書 4 0 W H O 顧問クラーク博士の勧告（30 May 1968）
- 文書 4 1 精神医療調査団（結論及び勧告）（第 1 5 6 5 号），ほか
- 文書 4 2 I C J 調査団との懇談について（6 0 . 5 . 2 9 ），ほか
- 文書 4 3 第 1 回人権問題勉強会（メモ）（5 9 . 1 1 . 2 ），ほか
- 文書 4 4 精神障害者の人権（昭和 6 0 年 6 月 3 日）
- 文書 4 5 報道（4 月 2 0 日付），ほか
- 文書 4 6 対外応答要領（精神医療調査団の調査報告）（昭和 6 0 年 8 月 1 日）
- 文書 4 7 D P I 及び I C J 調査団の来日について（6 0 . 5 . 2 9 ），ほか
- 文書 4 8 I C J 調査団の法務省往訪について（昭和 6 0 年 5 月 1 4 日）
- 文書 4 9 精神病院調査団の訪日（資料送付）（公信第 1 9 5 6 号）
- 文書 5 0 4 月 1 6 日付 D P I （身体障害者インターナショナル）人権委員会議長 Donald 氏発厚生大臣宛電報（要旨）（4 月 1 8 日）
- 文書 5 1 精神病患者の人権調査団訪日（厚生省保健医療局長との懇談）（昭和 6 0 年 4 月 1 9 日）
- 文書 5 2 精神医療調査団の訪日（D P I 人権委員長の国連局長表敬）（昭和 6 0 年 4 月 2 3 日）

- 文書 5 3 国連医療調査団の国連局長表敬（公信第 2 4 2 1 号）
- 文書 5 4 精神医療調査団の国連局長表敬（昭和 6 0 年 5 月 1 7 日）
- 文書 5 5 Intervention by the International Commission of Jurists on
the International Commission of Health Professional for
Health and Human Rights
- 文書 5 6 Constitution of the International Commission of Health
Professionals for Health and Human Rights
- 文書 5 7 I C J 調査団滞日日程（5 月 5 日～1 8 日）
- 文書 5 8 D P I 議長の講演原稿
- 文書 5 9 趣意書
- 文書 6 0 国際法律家委員会による精神病患者の人権調査団受入要請について
（回答）（昭和 6 0 年 1 月 2 2 日），ほか
- 文書 6 1 精しん病院入院かん者の人権問題（第 1 2 7 0 号），ほか
- 文書 6 2 国際法律家委員会による精神病患者の人権調査団受入要請について
（公信第 5 9 号日）
- 文書 6 3 対外応答要領（精神医療実情調査団の来日）（昭和 6 0 年 2 月 2 5
日）
- 文書 6 4 精しん病院入院かん者の人権（第 5 6 6 号），ほか

別紙 2

1 個人の自宅の住所及び電話番号について

文書 5 4 の不開示部分には、ICJ の訪日調査団に同行した特定弁護士
の自宅住所及び電話番号が記載されている。

当該部分は、法 5 条 1 号本文前段の個人に関する情報であって、特定の
個人を識別できるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情
も認められず、さらに、個人識別部分に該当すると認められることから、
法 6 条 2 項の適用の余地はなく、同号に該当し、不開示とすることが妥当
である。

2 政府部内の協議内容について

文書 5 1 (2 枚目ないし 4 枚目) の不開示部分には、外務省と厚生省
(当時) の関係者が NGO の訪日調査団への対応等について率直な意見交
換を行った内容が記載されている。当該部分は、公にすることにより、今
後の自由闊達な議論に支障を来すなど、政府部内の率直な意見の交換が不
当に損なわれるおそれがあると認められるので、法 5 条 5 号に該当し、不
開示とすることが妥当である。